

## 農地転用許可後の『工事完了報告書』の提出について

農地転用許可された全ての事案について、工事完了報告書の提出が必要となっています。  
農地転用許可指令書が交付された場合、下記により農業委員会へ『工事完了報告書』を提出してください。

※今後農地転用等の申請をされる際、過去の案件の報告がなされているかどうかも許可の要件となります。忘れずに報告してください。

### 工事が完了したら

延滞なく『工事完了報告について』の報告書を**2部(正本・副本)**提出してください。

報告書の用紙は、農地転用許可指令書の交付時に許可書と同封してお渡ししていますので、工事完了まで保管しておいてください。

### 提出書類一覧

下記の1～3を、**各2部ずつ**全て揃えて提出してください。

1. 工事完了報告について（様式）
2. 配置図（写真の方向を示す図面等）
3. 現場写真(4方向から撮影)

(※駐車場としての計画の場合は、車両が駐車されている現場写真、資材置場としての計画の場合は、資材が置かれている現場写真を提出してください。 現場が整地されているだけの写真は不可)

### ご注意ください

- 農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限り、農地を農地以外にすることを認めたものです。
- 許可後申請書記載のとおり工事が完了する前に、事業を中止したり、事業計画を変更しようとする場合は、できるだけ早く農業委員会に相談してください。
- 報告の提出が遅れている場合などには、報告の督促をする場合があります。  
また、報告書の内容や現場の状況によっては、ご事情をお尋ねしたり申請書記載のとおり事業を行うよう催告する場合があります。

#### 【報告書の提出先・問い合わせ先】

嬉野市農業委員会事務局 塩田庁舎1階 (電話) 0954-68-0151